

(表面のつづき)

「適格請求書発行事業者」に登録する！と決める前に…

「自分はインボイスを発行する必要がある！登録事業者に登録する！」とお考えの方へ、もうひとつ、考えていただきたいことがあります。それは、「登録事業者になる」＝「消費税の世界に入る」ということです。



インボイスを発行する = 請求書等に消費税額を記載する = 消費税を扱う事業者である

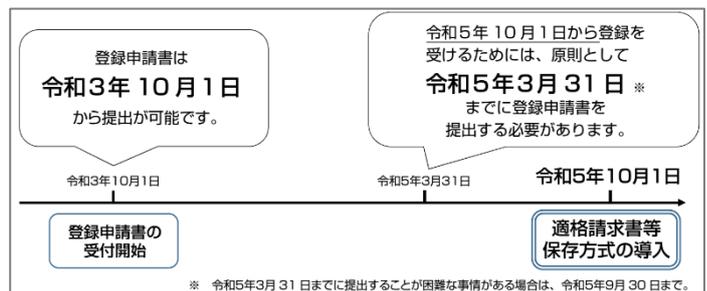
ということになるわけです。

消費税の世界にいる方（課税事業者）は登録手続きを進めていただきたいと思います。消費税の世界に入らないことが認められている方（免税事業者）は、改めて、消費税についてご理解をいただいたうえで、決めていただきたいと思います部分です。

基準期間における課税売上高は1,000万円以下なのですが…

こちらに入っていたかなくても問題ありません。しかし、入らなければインボイスは発行できません。入った時は納める消費税額の計算が必要です。

「適格請求書等保存方式」開始までのスケジュール



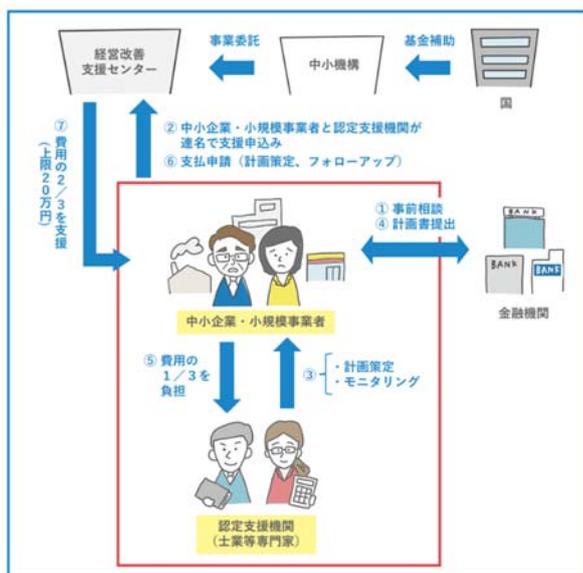
国税庁「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度理解のために－」（令和2年6月）より抜粋

制度のご紹介

「ポストコロナ持続的発展計画事業」を活用しませんか



新しい補助金!?!と思われた方も多いかもかもしれませんが、こちらは、以前よりご案内をしている「早期経営改善計画策定支援事業」の通称です。資金繰りや経営状態の把握などを主に専門家と計画を策定し、その費用の2/3の補助（上限20万円）を受けることができます。



中小企業庁「事業の概要と活用事例」より抜粋

【こんな人におすすめ】

- ・ コロナの影響で資金繰りが不安定。
- ・ 売上が減少し、先行きが分からず不安。
- ・ 今後の取組事項を整理したい。

上記は、中小企業庁のホームページに掲載されている内容ですが、誰もが思う部分があるのではないのでしょうか。

「計画」＝頭の中のイメージを文字にすることは、考えを整理することにつながるはず。

また、この計画策定は、経営者皆さまの思いを従業員の方を含めた周囲の方々と共有できることが、大きなメリットになると私たちは考えています。

誰でも“向かう場所の分からない船”に乗っているのは不安なものです。事業に関わる皆が同じ方向を見て、“今できること”に真剣に向き合い、頑張っていきたいですね。